

仕様書

1 目的

本仕様書は、波照間島波照間空港に駐機中の当庁航空機1機について石垣島まで運送するため台船の備船、その他特殊車両等を使用するものである。

2 件名

航空機（アグスタ 139）1機運送等

3 履行期限

令和7年1月31日

4 仕様

波照間空港に駐機中の当庁航空機を石垣島まで輸送するため台船を備船し次の車両等の輸送及び諸作業等行う。

(1) 石垣港→波照間港までの車両等の海上運送

(イ) 空荷のトレーラー1台・・・・・・・・・・・・・・・・「別途当庁手配」

(全長約17m、幅約3.5m、高さ約3.8m、重量約23トン)

(ロ) 公道走行可能な自走式クレーン車1台（吊り上げ能力10トン以上）

・・・・・・・・「請負業者手配」

(ハ) 公道走行可能なフォークリフト1台（能力3トン以上）・・・・「請負業者手配」

(二) その他諸作業に必要な資機材・・・・・・・・・・・・・・・・「請負業者手配」

上記車両等を運送に要する台船については1000t級以上とすること。

なお、上記（イ）の台船への積込み作業は、別途当庁手配業者が行うものとする。自走式クレーン、フォークリフトはオペレーター込みとし有資格者であること。

(2) 波照間港→波照間空港までの陸上移動

・上記（1）の（イ）にあつては、別途当庁手配業者対応

・上記（1）の（ロ）、（ハ）、（二）にあつては、請負業者にて対応

(3) 波照間空港内での作業

自走式クレーン車及びフォークリフトを使用し、波照間空港に駐機中の当庁航空機を別途当庁手配のトレーラーに積載すること。

(4) 波照間空港→波照間港までの陸上移動

・上記（1）の（イ）にあつては、別途当庁手配業者が対応

・上記（1）の（ロ）、（ハ）、（二）にあつては、請負業者にて対応

(5) 波照間港→石垣港までの車両等の海上運送

・上記（1）の（イ）の台船への積込み作業（別途当庁手配業者対応）

・上記（1）の（ロ）、（ハ）、（二）の台船への積込み作業は請負業者対応

なお、（イ）にあつては、航空機1機搭載した状態（全長約21m、幅約4.2m、高さ約4.0m、重量約28トンとなるので留意すること）で台船に積載することから、台船の動揺により航空機に損傷等が生じないよう措置を行う。

5 運送予定日：令和6年11月中旬～12月中旬の2日間

（具体的な日時、期間は別途指示する）

6 検査：履行完了後、当庁検査職員による検査を受け合格すること。

7 支払い

代金の支払いについては、検査職員の検査合格後、請負業者の請求に基づき一括払いとする。

8 その他

- (1) 陸上運送にかかる関係法令等に基づく届出等については、当管区にて実施する。
- (2) 海上運送にかかる関係法令等に基づく届出等については、請負業者にて実施すること。
- (3) 天候等やむを得ぬ理由により、履行期限までに運送することが出来ないことが判明した場合は、速やかに担当官へ連絡すること。
また、天候不良などにより波照間島での滞在期間が延長となった場合は、協議のうえその経費を支払うものとする、この場合、監督職員の確認を受けること。
- (4) 本仕様の履行にあたり、請負業者の責めにより運送物品に損害を与えた場合は、請負業者の負担により弁償するものとする。
- (5) 本仕様内容及び作業中に生じた疑義については、監督職員と協議の上、処理するものとする。
- (6) 運送にあたっては、関係法令を遵守し、運送の安全を確保すること。
- (7) 詳細にあつては、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得によること。